

教育未来委員会(所管事務調査)

こども誰でも通園制度について

令和6年9月10日
こども未来局

1. 国の動向	… 3
2. 本市のこれまでの経緯	… 7
3. 試行的事業の概要	… 8
4. 試行的事業の現状	… 12
5. 他都市の状況	… 13
6. 現時点で考えられる課題・検証方法	… 16

1 国の動向

1 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

国は、現在直面している最大の危機である「少子化」の異次元の対策を実現するため、こども未来戦略を策定し、こども・子育て政策強化に向け、3つの基本理念や今後3年間の集中的な取組みである「加速化プラン」において具体的な施策を明記。

こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

- 若い世代の所得を増やす
- 社会全体の構造・意識を変える
- **全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**

「加速化プラン」において実施する具体的な施策

- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
- **全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充**
- 共働き・とも育ての推進
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

1 国の動向

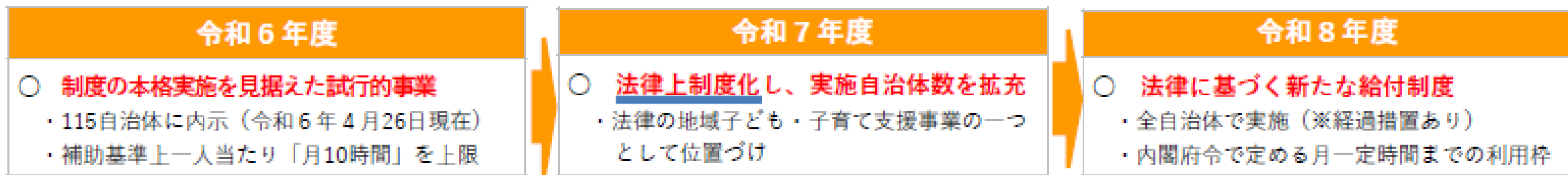
2 「こども誰でも通園制度」の創設

国は、加速化プランにおける全ての子育て家庭を対象とする保育の拡充策として「こども誰でも通園制度」の創設を明記し、以下のスケジュールで進めることを決定。

【制度創設について（こども未来戦略一部抜粋）】

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

【本格実施に向けたスケジュール】



1 国の動向

3 法律上の制度化について（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

令和6年6月に改正子育て支援法が成立し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、以下の通り規定。（通園支援事業については、令和7年4月施行、支援給付については令和8年4月施行）

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
- 利用対象者は、満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者（※2）とし、月一定時間までの利用可能枠（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

1 国の動向

4 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会について

こども家庭庁は、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて、学識経験者等による検討会を設置。

令和6年6月26日 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会の立ち上げ

7月～12月 数回議論

12月 中間とりまとめ（3月頃 とりまとめ）

2 本市のこれまでの経緯

令和6年	3月	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業補正予算化 (全額繰越明許費) 事業者募集開始【国制度と同内容で実施】
令和6年	4月	事業者決定(15施設)
令和6年	5月	利用者募集開始
令和6年	6月	利用者施設事前登録開始
令和6年	7月	施設利用開始 事業者追加決定(24施設)

3 試行的事業の概要

①利用者目線

- 対象者 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所等に
通っていない0歳6か月児～2歳児（満3歳児は対象外）
- 利用時間上限 月10時間
- 保護者負担額 300円/人/時間
- 利用調整 施設と利用者の私的契約

＜事業者の収入(1人・1時間あたり)＞
保護者負担300円＋委託料850円＝1,150円

②事業者目線

- 実施施設 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等（指定施設は次ページ）
- 利用料収入 委託料850円/人/時間（障害児は400円加算）
- 設備基準 一時預かり事業と同等（面積要件（0・1歳児：3.3㎡、2歳児：1.98㎡）ほか）
- 保育士の配置 原則、専従職員を2人以上配置
- 利用者の選考 利用可能枠の範囲で利用の申し込みがあった場合には、当該こどもを受入れ
- 開所日時 曜日・時間限定も可
- その他補助制度 改修費、賃借料補助あり

試行事業実施認定施設の状況（R6.9. 1現在）

計 2 4 施設

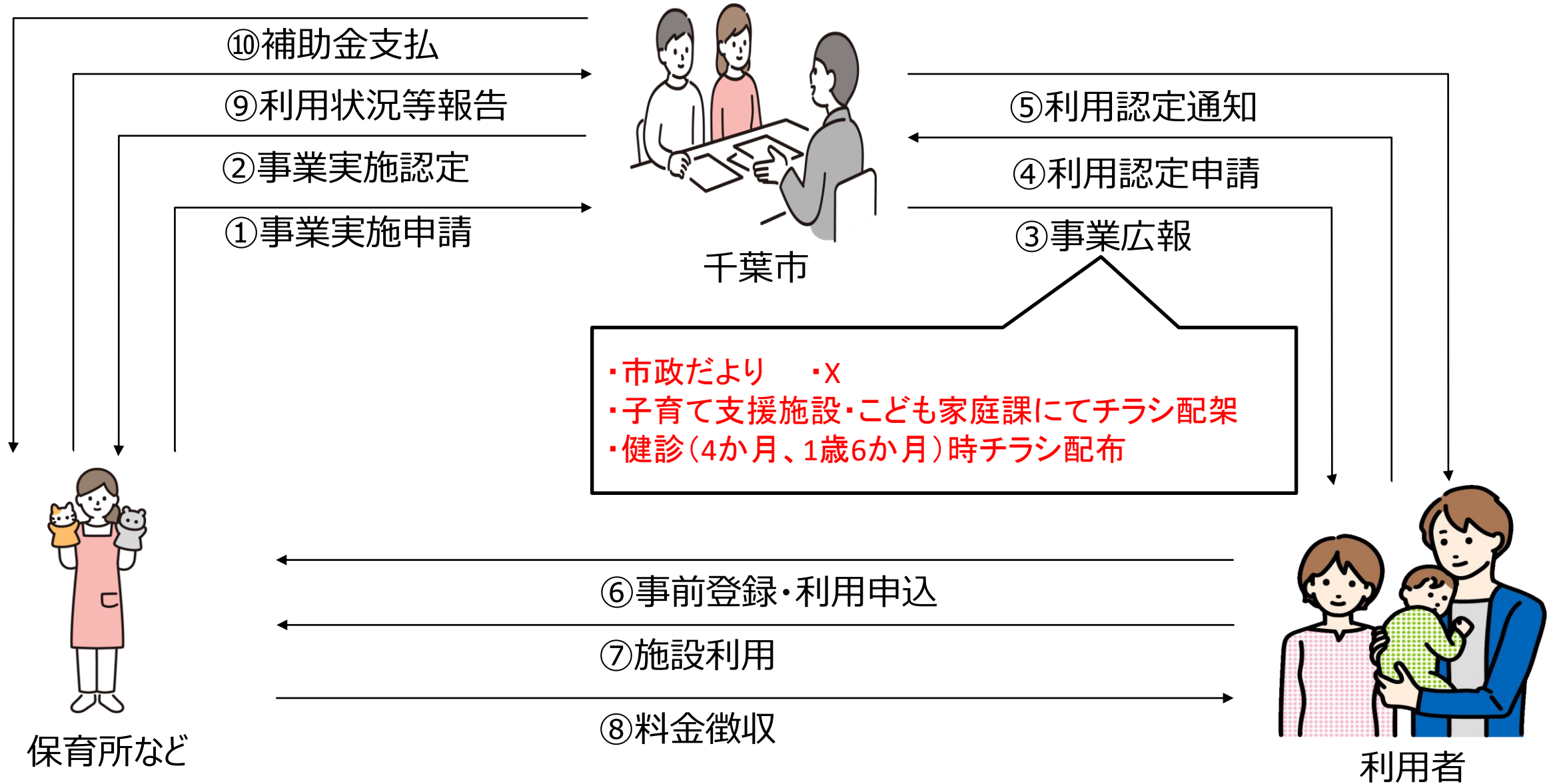
保育所 1 3 施設、認定こども園 6 施設、幼稚園 2 施設、小規模保育所 2 施設、その他 1 施設

	名称	住所	施設類型	定員数/時間		
				0歳児	1歳児	2歳児
中央	認定こども園 はまの幼稚園	中央区浜野町663-1	認定こども園	5名		
	キートスチャイルドケア新千葉	中央区新千葉1-7-3 CSB新千葉ビル2F	小規模保育事業所	1名		
	キートスチャイルドケア新田町	中央区新田町10-14	保育所	1名		
	チャコ保育園	中央区院内2-17-25	保育所	2名		
花見川	こてはし台幼稚園	花見川区横戸町857	幼稚園	0名	0名	12名
	認定こども園 花見川ちぐさ幼稚園	花見川区花見川8-19	認定こども園	0名	0名	12名
	キートスチャイルドケア幕張本郷	花見川区幕張本郷7-5-1	保育所	1名		
稲毛	キートスチャイルドケア園生町	稲毛区園生町1030-2	保育所	4名		
	稲毛幼稚園	稲毛区稲毛町5-100-1	幼稚園	0名	0名	10名
	轟保育所	稲毛区轟町1-12-13	保育所	3～5名		
	アストロベースキャンプ保育園	稲毛区稲毛東4-7-17	保育所	2名		

試行事業実施認定施設の状況（R6.9. 1現在）

	名称	住所	施設類型	定員数/時間		
				0歳児	1歳児	2歳児
若葉	聖メリー学園スタディドミトリー	若葉区千城台南1丁目17番1号	職員寮兼研修施設	7名		
	キートスチャイルドケアみつわ台	若葉区みつわ台2-36-8	小規模保育事業所	1名		
	キートスチャイルドケア桜木	若葉区桜木6-3-46	保育所	1名		
	旭ヶ丘保育園	若葉区都賀1-1-1	保育所	12名		
	すずらん保育園	若葉区若松町2106-3	保育所	0名	2名	0名
	野呂保育所	若葉区野呂町622	保育所	3～5名		
	小倉台保育園	若葉区小倉台4-6-2	保育所	2名		
緑	認定こども園 白梅幼稚園	緑区誉田町2-24	認定こども園	0名	0名	3名
	認定こども園 土気中央幼稚園	緑区土気町1630-1	認定こども園	0名	0名	18名
	認定こども園 あすみ中央幼稚園	緑区あすみが丘6-23-2	認定こども園	0名	0名	12名
	キートスチャイルドケアおゆみ野南	緑区おゆみ野南1-18-1	保育所	1名		
美浜	アスク海浜幕張保育園	美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン東中央館CD棟1F	保育所	2名		0名
	幸認定こども園	美浜区幸町1-17-6	認定こども園	3～5名		

3 試行的事業の概要



4 試行的事業の現状

○ 利用者認定状況 (7月31日時点)

0歳児 118人
1歳児 153人
2歳児 86人

＜対象となるこどもの人数＞
0歳6カ月～3歳未満児のうち、保育所利用等のこどもを差し引いた人数⇒**約7,000人**

計**357人**⇒対象となるこどもの**約5%**が申請

○ 利用状況 (7月利用分)

0歳児 11人
1歳児 19人
2歳児 25人

計**55人**⇒利用認定者のうち**約15%**のこどもが利用

5 他都市の状況

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 115自治体 】 ※令和6年4月26日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	福島県 南会津町	41	千葉県 成田市	61	長野県 御代田町	81	兵庫県 加西市	101	高知県 南国市
2	北海道 函館市	22	茨城県 水戸市	42	東京都 港区	62	長野県 須坂市	82	兵庫県 養父市	102	福岡県 北九州市
3	北海道 旭川市	23	茨城県 笠間市	43	東京都 中野区	63	岐阜県 岐阜市	83	兵庫県 南あわじ市	103	福岡県 福岡市
4	北海道 登別市	24	茨城県 筑西市	44	東京都 杉並区	64	静岡県 浜松市	84	奈良県 奈良市	104	佐賀県 佐賀市
5	北海道 美幌町	25	栃木県 宇都宮市	45	東京都 北区	65	静岡県 沼津市	85	和歌山県 海南市	105	佐賀県 唐津市
6	北海道 白老町	26	栃木県 足利市	46	東京都 多摩市	66	静岡県 富士市	86	和歌山県 紀美野町	106	佐賀県 有田町
7	北海道 浦河町	27	栃木県 栃木市	47	神奈川県 横浜市	67	愛知県 名古屋市中区	87	鳥取県 鳥取市	107	長崎県 松浦市
8	北海道 別海町	28	栃木県 日光市	48	神奈川県 川崎市	68	愛知県 大府市	88	岡山県 岡山市	108	長崎県 東彼杵町
9	青森県 青森市	29	栃木県 茂木町	49	神奈川県 相模原市	69	愛知県 美浜町	89	岡山県 笠岡市	109	熊本県 熊本市
10	青森県 八戸市	30	群馬県 前橋市	50	神奈川県 厚木市	70	三重県 松阪市	90	岡山県 高梁市	110	大分県 中津市
11	岩手県 盛岡市	31	群馬県 高崎市	51	新潟県 新潟市	71	滋賀県 米原市	91	岡山県 備前市	111	大分県 臼杵市
12	岩手県 一関市	32	群馬県 渋川市	52	新潟県 見附市	72	京都府 京都市	92	広島県 広島市	112	大分県 杵築市
13	宮城県 仙台市	33	埼玉県 さいたま市	53	新潟県 上越市	73	京都府 宇治市	93	広島県 呉市	113	大分県 姫島村
14	秋田県 湯沢市	34	埼玉県 行田市	54	新潟県 南魚沼市	74	大阪府 大阪市	94	広島県 尾道市	114	沖縄県 那覇市
15	山形県 山形市	35	埼玉県 鴻巣市	55	石川県 七尾市	75	大阪府 豊中市	95	広島県 福山市	115	沖縄県 浦添市
16	福島県 福島市	36	埼玉県 志木市	56	石川県 津幡町	76	大阪府 高槻市	96	山口県 防府市		
17	福島県 郡山市	37	千葉県 千葉市	57	福井県 福井市	77	大阪府 富田林市	97	徳島県 上勝町		
18	福島県 白河市	38	千葉県 市川市	58	山梨県 甲府市	78	大阪府 東大阪市	98	香川県 多度津町		
19	福島県 南相馬市	39	千葉県 松戸市	59	長野県 長野市	79	兵庫県 神戸市	99	愛媛県 今治市		
20	福島県 伊達市	40	千葉県 野田市	60	長野県 飯田市	80	兵庫県 姫路市	100	高知県 高知市		

※8自治体追加で採択。
※1自治体取り下げ申請受理。
※令和6年6月以降、
さらに追加応募を検討。

全国 : 115自治体
政令市: 堺・静岡市除く18市
千葉県: 千葉・市川・松戸・
野田・成田市の5市

試行的事業の政令市実施施設等まとめ

	実施施設									市独自の取組み (京都市調べ)
	公立 保育園	公立 幼稚園	公立 認可	私立 保育園	私立 幼稚園	私立 認可	私立 小規模	その他 (認可外、企 業主導型等)	計	
札幌市				4		6	3		13	
仙台市				2		2			4	
さいたま市				10	15	4	2		31	
千葉市	2		1	11	2	5	2	1	24	
横浜市	2			4	4	1	2	1	14	
川崎市	5			24	2	3	3	8	45	
相模原市	4		2	5	2	14			27	
新潟市		未公表								
浜松市	5			5		11	5		26	
名古屋市	2								2	
大阪市	1			3	1	10	1	1	17	0歳児は160円/時の加算
京都市				2	2	6			10	
神戸市	1			3		16	3		23	
岡山市			1	3		3	2		9	
広島市	1			8	3	15	11	1	39	
北九州市				4	4	6			14	
福岡市				6	2	8	14	2	32	月40時間を上限、障害児は1,000円/時の加算
熊本市						8			8	
	23	0	4	94	37	118	48	14	338	

独自の取組みを行う福岡市



令和6年5月23日
福岡市こども未来局事業調整課

市政記者各位

「福岡市型」こども誰でも通園制度について

福岡市では、就労の有無に関わらず、保育所等にこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を7月1日から開始します。昨年度に本事業のモデル事業を実施したところ定員の3倍を超える申し込みがあったため、実施施設数、定員数ともに大きく拡充します。利用時間も国の上限時間である10時間を大幅に超えて市独自に月最大40時間まで預かることとします。

1 実施施設

市内の32カ所の保育施設（全区で実施）
※実施施設は今後、さらに拡大していきます。

2 利用定員

906人
※今後、実施施設の増加に伴い1,000人を超える見込みです。

3 対象者

福岡市内に住む生後6ヶ月から2歳までの未就園児が対象です。
※保護者の就労状況や所得に関わらず申し込みが可能です。
※年度途中で3歳になった場合は、年度末まで利用可能です。

4 事業開始

令和6年7月1日（月）

5 利用申込

希望する施設へ直接申込み

申込み期間	対象者
5月24日（金）～6月21日（金）	障がい児、ひとり親、多胎児、兄弟姉妹同時申込の方等
6月10日（月）～6月21日（金）	上記以外の方

※上記申込み期間が過ぎても、定員に空きがある施設へは随時お申込みができます。

6 利用料

1時間300円（施設により減額がある場合があります）
※生活保護世帯・住民税非課税世帯、所得が一定以下の世帯は利用料が減免となります。
※給食費や雑費が必要になります。

「福岡市型」こども誰でも通園制度の利用者を募集します。

保護者の就労の有無に関わらず、保育園などを定期的に（週に1回）利用できる制度です。同年代の子ども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性がはぐくまれ子どもの健やかな成長を促します。また、子育てに関して保育士からアドバイスをもらうことにより、子育てのヒントを得ることができます。

対象児童

福岡市内に住む生後6ヶ月から2歳までの未就園児が対象です。
※令和6年度中に3歳になった場合は年度末まで利用できます。
※保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないお子様が対象です。

実施施設

市が公募で選定した保育所・地域型保育事業所・幼稚園・認可外保育施設等、市内約30施設。
実施施設は福岡市ホームページ（右記QRコード）で確認ください。

利用開始日

令和6年7月1日（月）

利用時間

1日当たり4時間以上8時間以内（給食の提供があります。）

利用料金

原則1時間300円。また給食費、雑費が必要です。
※生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は1時間あたり60円、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯は1時間あたり90円となる減免制度があります。

申し込み期間

5月24日（金）～6月21日（金）

対象者

ひとり親、障がい児、保護者又は兄弟姉妹に疾病・障がいがある家庭、多胎児、兄弟姉妹が同時に利用希望の場合、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯



こども誰でも通園制度HP



6 現時点で考えられる課題・検証方法

こども家庭庁が公表した「中間とりまとめ」においては、事業の意義や効果を強調しつつも、多くの課題が挙げられており、また、本市の保育所、認定こども園等の運営状況に照らしても、様々な課題が想定される。

したがって、R7法制化・R8給付化に当たり、事業を円滑にスタートするとともに、所期の効果を挙げるためには、**本試行における検証が極めて重要**と認識。

■ 課題項目

- 保育士の確保在園児と合同で保育する場合の保育内容、通常保育への影響
- 事業者における収支
- 利用時間（上限月10時間の妥当性）
- 利用児童が慣れるまでのフォロー（親子通園）
- 障害のある児童の受入れ、支援、食事や補食の取扱い（アレルギー対応含む）
- 事業者及び自治体の事務負担

■ 検証方法（案）

- アンケート・ヒアリングの実施（事業者（保育従事者）、利用認定者）
- 実施事業者間の意見交換会の実施
- 利用状況分析（年齢別・地域別）